

令和4年横審第9号

裁 決

遊漁船A灯浮標衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年1月6日08時10分

神奈川県観音埼東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

総トン数 18トン

全 長 16.20メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 569キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央よりやや後方に操舵室を設けたFRP製遊漁船で、同室内中央に操舵輪、左舷側に機関操作レバー、GPSプロッター及び磁気コンパス、右舷側に魚群探知機、レーダー、ソナー及び機関監視盤、両舷に出入口を備え、a受審人が単独で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.8メートル船尾1.7メートルの喫水をもって、令和3年1月6日06時45分千葉県浦安市の定係地を発し、同県浜金谷港西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、千葉県富津岬西方沖合に向けて東京湾を南下し、07時57分半少し過ぎ観音埼灯台から015度（真方位、以下同じ。）3.7海里の地点で、針路を164度に定め、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、浦賀水道航路第4号灯浮標（以下「第4号灯浮標」という。）の20メートルないし50メートル東方を航過するつもりで針路を定めたものの同灯浮標に向首して続航中、右舷船首方に僚船を認め、08時09分観音埼灯台から081度2.0海里の地点で、操舵輪から手を離して右舷出入口を開け、僚船に向かって手を振っていたとき、第4号灯浮標がほぼ正船首560メートルのところとなり、同灯浮標に向首接近する状況であったが、第4号灯浮標の東方を航過するつもりで針路を定めたので衝突することはないと思い、同灯浮標との接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、同じ針路、速力で進行し、出入口から戻って操舵輪を持ち船首方を見たところ、08時10分僅か前船首至近に第4号灯浮標を認め、右舵をとったものの、及ばず、08時10分観音埼灯台から090度2.0海里の地点において、Aは、その船首が180度を

向いたとき、原速力のまま、同灯浮標に衝突した。

当時、天候は曇りで風力4の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは左舷船首部に破口及び擦過傷等を、第4号灯浮標は櫓部支柱に曲損等をそれぞれ生じ、のちいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件灯浮標衝突は、観音埼東方沖合において、釣り場に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、第4号灯浮標に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、観音埼東方沖合において、釣り場に向けて航行する場合、第4号灯浮標に衝突しないよう、同灯浮標との接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、第4号灯浮標の東方を航過するつもりで針路を定めたので衝突することはないと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同灯浮標に向首接近する状況に気付かないまま進行し、第4号灯浮標に衝突する事態を招き、Aの左舷船首部に破口及び擦過傷等を、同灯浮標の櫓部支柱に曲損等をそれぞれ生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月2日

横浜地方海難審判所

審判官 大 北 直 明